

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

平成 24 年度税制改正 ~ 所得税、相続税関連

Q 平成 24 年度税制改正の大綱が 12 月 10 日に閣議決定されました。このうち、所得税関連と相続税関連では、どのような内容が盛り込まれたのでしょうか？

解説

今回の大綱で大きな改正は、**所得税では給与所得控除の縮小と退職金の優遇税制の見直し、相続税では住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長**です。

1. 所得税法の改正

給与所得控除の見直し

その年の給与等の収入金額が **1500 万円を超える場合**の給与所得控除額については、**245 万円**の上限を設ける。

従来は、給与所得控除については給与等の収入金額が 1,000 万円超の場合は「**給与等の収入金額 × 5% + 1,700,000 円**」で計算しており、収入が増えれば増えるほど控除額も増えていましたが、今回 245 万円という上限が設けられました。

役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直し

役員としての在籍期間が 5 年以下の役員に対して、役員等の勤続年数に対応するものとして支払われた退職所得の課税方法について、**退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 とする措置を廃止**する。

従来は、税率をかける前の退職所得は、「**(退職手当等の収入額 - 退職所得控除額) × 1/2**」という算式で計算しておりましたが、在籍期間 5 年以下の役員に対する退職金については、**この最後に 1/2 を乗じる優遇が廃止**されました。

2. 相続税法の改正

住宅取得資金の贈与税の非課税限度額の拡充

直系尊属からの住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置を拡充・延長する。

非課税枠は下記ようになります。

	現行	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
特別枠 (省エネ・耐震住宅)	1,000 万円	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
一般枠		1,000 万円	700 万円	500 万円

要するに...

平成 24 年の税制改正大綱のうち、給与所得控除と役員退職金課税の見直しで影響を受けるのは**給与が 1500 万円以上あるか役員であるかどうか**ですので、一般のサラリーマンや自営業者にはほとんど影響がないでしょう。また相続関連では住宅取得のための贈与税の非課税枠が増額になったので、**この制度の適用を受ける場合は来年に受ける方が有利**かもしれませんね。